

多治見市福祉基本条例逐条解説

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第7条）

第2章 福祉のまちづくり

第1節 地域福祉（第8条 - 第14条）

第2節 市民活動の促進（第15条 - 第18条）

第3節 サービスの利用促進（第15条 - 第18条）

第4節 生活環境の整備（第24条 - 第27条）

第3章 健康・福祉施策基本方針（第28条 - 第32条）

第4章 地域福祉計画（第33条・第34条）

附則

前文

市民一人ひとりがその人らしい生き方をその人の意志によって選択し決定できる社会の実現こそ、私たちが目標とする社会福祉の姿です。

そこで、私たち多治見市民は、人としての尊厳を持って、家庭や地域の中で、子どもから高齢者まで、女性も男性も、障がいの有無に関わらず、いつまでも安心して幸せに暮らし続けられるよう、福祉のまちづくりを進めます。

福祉のまちづくりは、市民、事業者と市が地域社会の一員として自らの役割と責任を自覚し、協働して、人づくり、しくみづくり、社会基盤づくりを行う地域福祉活動を通じてなされるものであり、その実現に取り組むため、この条例を制定します。

【趣旨】

福祉基本条例制定に至る多治見市民の認識と決意を述べています。

多治見市民は、自分らしい人生を選ぶことができる社会を作ることが目指すべき社会福祉の姿であり、この条例の究極目的と捉えています。

そのために、市民誰もが人としての尊厳を持って、地域で安心して位暮らしけられる「福祉のまち」づくりを進めることをまず宣言しています。

具体的には、福祉のまちづくりは、地域社会を構成する一員である市民、事業者と市の三者が主体であり、それぞれがその責務を自覚し、協働して地域福祉活動を行うことにより達成されるべきものであることを述べることで、相当の決意を持って取り組んでいくことを表しています。

そして、そのためにこの条例を制定すると宣言するものです。

この前文は、条例の全船体的な認識を示しており、解釈、運用の基礎となります。

【参考】

前文

条例制定の基本的な姿勢を強調したい場合に前文が付けられます。多治見市では環境基本条例（平成10年条例第20号）や子どもの権利条例（平成15年条例第27号）などで前文が付けられています。

基本条例

この条例は、「基本条例」です。多治見市では環境基本条例などもこの種の条例です。福祉基本条例（案）には、計画の策定、施設等整備指針の制定等の具体的な規定も含まれていますが、大部分は福祉のまちづくりに関する基本的な考え方や施策の方向性を示す規定で占められています。よって、この条例を、地域福祉計画やそれに基づく施策により具体化していくことになります。

口語体

できる限り平易な言葉で、できるだけ多くの人に、この条例を知ってもらうために、文体を口語体にしました。

この条例を制定する背景

社会的傾向である将棋高齢化等により、福祉需要はますます増大しています。そこで福祉を社会的問題ととらえ、市民は地域社会で相互に尊重し、支え合い、福祉の向上を図り、安心して地域社会での生活を送ることができる地域福祉を推進していくことの重要性が叫ばれています。その一方で、ボランティア、NPOなどの市民活動が活発化してきています。こうした中、多治見市の福祉をどう進めていくのか、福祉を総合的に考えた条例をつくる必要が出てきた結果、条例を作ることにしました。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、福祉のまちづくりについて、基本理念を確立し、市民、事業者と市それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本的事項を定めることにより、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

【趣旨】

本条では、この条例に規定している事項（基本理念、市民、事業者と市の役割と責務、福祉のまちづくりに関する施策の基本的事項）を示し、この条例の目的として、これらの規定により、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に推進することを掲げるものです。

【解説】

基本理念

第3条に示す社会の実現を目指すこととしています。

市民、事業者と市それぞれの役割と責務

第4条で市民について、第5条で事業者について、そして第6条で市についての責務を定めています。なお、第4条から第6条までは総則的規定であり、それを受けた第2章及び第3章の個別施策の中でそれぞれの役割が規定してあります。

施策の基本的事項

第2章以降に書いてあります。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、市内で生活している人（市内で就業、就学している人を含みます。）を言います。

2 この条例において「事業者」とは、市内で事業を営む人（事項の社会福祉事業者を含みます。）をいいます。

3 この条例において「社会福祉事業者」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に定める社会福祉事業や社会福祉の推進を目的に、計画に基づいて継続、反復する事業（以下「社会福祉事業」といいます。）を行う人をいいます。

4 この条例において「障害者」とは、障がい等があるため、長期にわたり日常生活や社会生活に相当の制限を受ける人を言います。

5 この条例において「高齢者、障害者等」とは、高齢者、障害者、妊産婦、子ども等日常生活や社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人を言います。

【趣旨】

本条では、この条例で使っていることばで、意味を統一したいことばの意味を説明しています。

【解説】

市民（第1項）

ボランティアを行う人や自治組織なども、市民の定義に含まれます。

市内で生活している人（第1項）

市内に住所がなくても、就業している人、就学している人を含め、市内で生活していれば、

市民の定義に含まれます。

事業者（第2項）

あえて「事項の社会福祉事業者を含みます」としたのは、「事業者」は広く事業者一般を表すときに使われる表現に対し、「社会福祉事業者」は、この条例上特別の役割と責務を負う者であることから、社会福祉事業者に限って表す時に使われる表現であることを明確にするためです。

市内で事業を営む人（第2項）

市内の企業、自営業者に加え、多治見市を含む公共機関も、当然のことながら一事業所として含まれます。

各種福祉施設を運営する事業所、介護保険事業者等福祉事業を運営する業者に加え、NPOや市民参加型在宅福祉サービス事業者、社会福祉協議会等も、社会福祉事業者の定義に含まれます

社会福祉法第2条に定める社会福祉事業や社会福祉の増進を目的に、計画に基づいて継続、反復する事業（第3項）

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条では、社会福祉事業を第1種、第2種に区分し限定列举していますが、そこに含まれない事業であっても、社会福祉を目的とした事業で、継続性等があるものを含ませたいため、このように限定しています。例えば、法の型にあてはまらないような事業である配色、移動援助にかかるサービス、施設であっても有料老人ホームを運営する事業、介護保険の居宅サービスの中でも訪問入浴等の事業などが当たります。

障害者（第4項）

多治見市障害者計画に定める障害者の定義からの引用です。「障害等」としたのは、身体障害、知的障害、精神障害だけでなく、「てんかん及び自閉症を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上の障害を有する者」も対象にしているからです。

高齢者、障害者、妊産婦、子ども等、日常生活や社会生活を営む上で何らかの配慮を必要とする人（第5項）

この条例では、基本的にすべての市民を対象にしていますが、特に福祉支援を要する対象を強調したい場合は、この表現を使い、特別の配慮を要することを表しています。ここでは、高齢者、障害者だけでなく、福祉のまちづくりにおいて配慮すべき対象を広くとらえています。

(基本理念)

第3条 福祉のまちづくりでは、次のような社会の実現を目指すことを基本理念とします。

- (1) すべての市民が個人として尊重される社会
- (2) すべての市民が偏見を持たず、差別しない、差別されない社会
- (3) すべての市民が生きがいを持てる社会
- (4) すべての市民が健やかに暮らせる社会
- (5) すべての市民が地域で生活し続けることができる社会
- (6) すべての市民が相互に支え合い連携する社会
- (7) すべての市民が安心して生活できる社会
- (8) すべての市民が福祉のまちづくりに参加する社会

【趣旨】

本条では、福祉のまちづくりを進めるうえでの基本理念となる目指すべき社会を8つ掲げています。

これら8つの社会を目指すという基本理念は、同時にこの条例全体を貫く考え方にもなるものです。また、この基本理念は、現在策定中の地域福祉計画の基本理念ともなります。

【解説】

個人として尊重される社会（第1号）

個人の基本的人権が大切にされる社会づくりが必要だということですが、個々人の自己決定に関する権利が尊重されたり、それに基づく社会参加ができること、そして、その基礎として理解や思いやりが持てることを求めています。

偏見を持たず、差別しない、差別されない社会（第2号）

個々人の様々な違いにより偏見や差別をしない、されない社会づくりが必要だということですが、一言でいえば、心のバリアフリーを進めるということです。この理念も前述の「個人として尊重される社会」と同じく、その基礎は、理解や思いやりが持てる社会をつくることで、これによってつくられるものと考えますが、他者への理解に基づき、社会生活や日常生活において、他者に配慮することができる社会をつくることを求めています。また、「差別されない」という表現をつかうことで、差別をする立場だけでなく、差別を受けうる立場にも支店を置いています。なお、この理念は、「個人として尊重される社会」と両輪の関係となります。

生きがいをもてる社会（第3号）

子どもから大人まで、どんな立場にある人も生きがいを持てる社会づくりが必用だということですが、日常生活はもとより社会生活においても様々なことに主体的に取り組み、充実した生活を送ることができる社会をつくることを求めています。

健やかに暮らせる社会（第4号）

子どもから大人まで、どんな立場にある人も、身体的にも精神的にも健康である社会をつくることを求めています。健康は、福祉のまちづくりにおいて重要な視点の一つといえます。

地域で生活し続けることができる社会（第5号）

住み慣れた地域で生活し続けることができるというのは、人の一生のどの段階においても、どんな状況においても地域での生活が保障されているということであり、そうした社会をつくることを求めています。そのためには、地域における福祉サービス等の充実、福祉活動の活発化に加え、地域住民の相互理解が必要です。

相互に支え合い連携する社会（第6号）

他者への理解とともに福祉のまちづくりへの理解を気に、地域住民がつながりを持ち、思いやりを持ってともに支え合い、足助合うことが必用であり、そうした地域福祉活動を推進できる社会をつくることを求めています。

安心して生活できる社会（第7号）

日常生活又は社会生活において、物理的、制度的、情報伝達、人の意識において貼りはフリーであること、安全な生活を送ることができること、また、福祉サービスについても、安心してサービスを受けられる社会をつくることを求めています。

福祉のまちづくりに参加する社会（第8号）

市民、事業者、市がそれぞれの責務と役割を認識し、福祉のまちづくりに参加できること、またとりわけ市民の福祉への理解を基礎に地域福祉活動に積極的に参加できる社会をつくることを求めています。

（市民の責務）

第4条 市民は、地域社会において、自らの能力を活用し、自立し、相互に尊重し合い、福祉のまちづくりの推進に努めます

2 市民は、高齢者、障害者に対して、理解と思いやりを持ち、高齢者、障害者等が安心して生活するために協力するよう努めます。

【趣旨】

本条では、市民が福祉のまちづくりの推進に責務があることを規定するとともに、福祉のまちづくりの中でも特に行うべき責務について規定しています。

【解説】

理解と思いやりを持ち（第2項）

理解と思いやりを持つことも規定することで、市民の責務として、意識面を重視していることを表しています。

第5条 事業者は、地域社会を構成する一員として果たすべき役割を認識し、積極的に福祉のまちづくりの推進に努めます。

2 事業者は、高齢者、障害者等が安心して生活できる等支援に努めます。

【趣旨】

本条では、事業者が福祉のまちづくりの推進に責務があることを規定するとともに、福祉のまちづくりの中でも特に期待する責務について規定しています。

【解説】

地域社会を構成する一員として（第1項）

事業者も地域の一員であることを再確認するための規定です。

（市の責務）

第6条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を実施する責務があります。

2 市は、高齢者、障害者等が安心して生活できるように、福祉のまちづくりの条件の整備に努めます。

【趣旨】

本条では、市が福祉のまちづくりの推進に責務があることを規定するとともに、福祉のまちづくりのなかでも特に果たすべき責務について規定しています。特に、市の責務として、施策実施義務を挙げています。

（総合的な推進）

第7条 市民、事業者と市は、それぞれの責務を自覚するとともに、相互に協力し、一体となって福祉のまちづくりを推進します。

【趣旨】

本条では、市民、事業者と市それぞれが協力し、総合的に福祉のまちづくりを推進することを規定しています。

第2章 福祉のまちづくり

第1節 地域福祉

（地域福祉の啓発）

第8条 市は、市民と事業者が地域福祉に関する正しい知識を深め、地域福祉活動に積極的に参加しようとする意欲を高めるために必要な施策を実施します。

【趣旨】

本条では、市の施策として、地域福祉への市民の理解促進を規定し、市の福祉がまちづくり

の誘導役であることを示しています。

【解説】

地域福祉に関する正しい知識を深め、地域福祉活動に積極的に参加しようとする意欲を高めるために必要な施策

この条例の周知、理解を含め、知己福祉に関する情報亭局などが考えられ、シンポジウムの開催、出前講座の実施などにより地域福祉の浸透を図っていくことも大切だとしています。

(権利の尊重と擁護)

第9条 市民、事業者と市は、高齢者、障害者等の自己決定に関する権利を尊重します。

2 市は、高齢者、障害者等の自己決定に関する権利を擁護するため、社会福祉事業者や関係機関と連携しながら適切な援助を行います。

【趣旨】

本条第1項では、ともすれば当事者の意思に反した行為がなされるおそれに対して、市民、事業者と市がそれぞれが高齢者、障害者等の自己決定にかんする権利を尊重することを規定しています。

また、第2項では、第1項の自己決定に関する権利を尊重するという規定を受け、市が、関係機関と連携の上、権利擁護について適切な援助に津もめることを規定しています。

【解説】

自己決定に関する権利（第1項）

福祉サービスや契約時等の自己決定はもちろん、日常生活や社会生活にわたる様々な場面での自己決定の権利を指します。

関係機関（第2項）

当事者を取り巻く県等の公的機関、権利擁護に関する活動を行う団体、社会福祉協議会等を指します。

適切な援助（第2項）

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など、高齢者、障害者の自己決定に対する援助を指します。

【参考】

成年後見制度

成年に達していても、病気や障がいにより寿文和意思決定の能力を持たない人について、第三者の関与を受けることにより、その人の権利保護を図る制度のことです。平成12年4月1日に成功された民法の改正により制度化されました。被保護者の障がいの程度に応じて、補助、

補佐、後見の3類型が定められるとともに、任意後見の制度が設けられました。なお、法定の申立権者の申立により家庭裁判所の審判を経て開始されるものであり、自動的に開始されません。保護の形態として、第三者に同意見・取消権を付与し、当該本人が一人では有効な法律行為を行えないこととする形態と、第三者代理権を付与し第三者に意思決定を代行させる形態があり、程度に応じて使い分けられています。

地域権利擁護事業

東濃地区地域福祉権利擁護センター（社会福祉協議会において設置）により行われています。判断能力が十分でないために日常生活に不安がある方に対して、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、重要書類の保管などのサービスが行われています。

（福祉学習、教育の推進）

第10条 市民は、生涯にわたって福祉に対する正しい知識を得るよう、自主的な学習に努めます。

2 市は、市民が福祉に対する正しい知識を得るとともに、高齢者、障害者等をはじめ市民相互に対する理解と思いやりを持つことができるよう、社会福祉事業者、教育機関等と協力し、福祉教育の推進に努めます。

【趣旨】

地域生活を支える上で、福祉学習、教育は重要な環境整備の一つです。本条では、市民に自主的に福祉学習を行う努力義務と、市による福祉教育の推進を規定しています。なお、対象は子どもだけでなく、市民全体に対して行うこととしています。

【解説】

福祉に対する正しい知識を得る（第1項）

社会福祉への理解を含め、また担い手となるための知識復習を指します。

高齢者、障害者等をはじめ市民相互に対する理解と思いやりを持つことができるよう（第2項）

福祉教育の目的として、第一に高齢者、障害者等に対する配慮と、さらに他者への理解と思いやりを持つことを表しています。

社会福祉事業者、教育機関等（第2項）

福祉教育のために福祉協力校活動に取り組んでいる社会福祉協議会や、様々な福祉現場を持つ社会福祉事業者の協力が欠かせないことから社会福祉事業者と規定するものです。福祉体験の機会充実なども含め、社会福祉事業者に対する期待は大きいといえます。また、福祉教育に当たって、学校の協力が不可欠であることから、教育機関についても規定しています。

(人材育成)

第11条 社会福祉事業者と市は、市民と協働して、地域福祉活動を継続的に行うことができるよう、地域福祉を担う人材の育成に努めます。

2 社会福祉事業者と市は、社会福祉事業に携わる人材を確保するとともに、その資質の向上に努めます。

【趣旨】

本条では、地域福祉活動を担う人材の育成とともに、社会福祉事業に直接携わる人材育成についても規定しています。

【解説】

市民と協働して（第1項）

地域福祉の担い手育成に、市民との共同が必要であることを規定しています。

社会福祉事業者と市（第2項）

社会福祉事業に携わる者の人材育成に、社会福祉事業者はもとより、市も責任を有することを明記しています。市が行うこととしては、社会福祉事業者を対象にした研修会、情報交換の場の提供などが想定されます。

資質の向上（第2項）

福祉サービスの質を確保するには、人材の確保に加え、資質の向上が必要であると考え、規定しています。

(情報の提供)

第12条 市民と事業者は、高齢者、障害者等が安心して生活できるよう、わかりやすい情報の伝達に努めます。

2 社会福祉事業者と市は、市民が適切にサービスを選択できるよう、市民への適切な福祉サービスの提供に努めます。

3 市は、地域福祉に関する情報を収集、調査研究し、その情報を市民と事業者に積極的に提供するとともに、高齢者、障害者等が社会参加できるよう、情報伝達手段の充実に努めます。

【趣旨】

本条では、第1項と第3項公団において情報伝達のあり方を、第2項において福祉サービスの情報提供の在り方を、第3項前段において、地域福祉の普及に関する情報提供の在り方を規定しています。

【解説】

分かりやすい情報の伝達（第1項）

高齢者、障害者等の社会参加を促進するためには、わかりやすい情報の伝達が不可欠であり、情報面でのバリアフリー化を示し、市民や事業者にも、分かりやすい情報提供の努力義務を課すものです。

適正な情報の提供（第2項）

市は、情報を統合化して広く提供すること、事業者は利用者の需要に合った情報を正しく提供することを求めています。

情報伝達の手段（第3項）

点字、音声、手話を含む分かりやすい伝達方法の充実、情報機器の利用促進など指します。

（就労の確保と就労支援）

第13条 事業者は、高齢者、障害者等に対し、就労の機会の提供と雇用環境の整備に努めます。

2 市は、事業者に対し、高齢者、障害者等の就労を確保するため、広報、啓発等必要な施策を実施します。

3 市は、高齢者、障害者等に対し、就労支援を行います。

【趣旨】

本条では、就労分野における社会参加の保障という考えのもと、就労機会の確保と就労支援について規定しています。

【解説】

高齢者、障害者等（第1項 - 第3項）

就労について、何らかの配慮を必要とする高齢者、障害者等の就労枠の設定や点字受験の実施などへの配慮も含みます。

雇用環境の整備（第1項）

高齢者、障害者等が安心して働くことができる職場環境の整備です。設備のバリアフリーはもちろん、就労に当たっての協力や配慮など、ソフト面での整備も含まれます。

就労支援（第3項）

職業訓練や研修機会の提供、受け皿の整備として授産所設立支援や運営支援も含まれます。また、起業等に対する支援なども想定されます。

(安全な生活の確保)

第14条 市民、事業者と市は、高齢者、障害者等が安心して生活できるように、防災、防犯と交通の安全の確保に関し、相互に協力します。

【趣旨】

本条では、市民、事業者と市が高齢者、障害者等の安全な生活確保のため、相互協力することを規定しています。

【解説】

高齢者、障害者等

災害や犯罪、交通事故等の被害を受ける可能性のある高齢者、障害者等を対象としています。子どもや言葉のわからない外国人なども対象としています。

防災、防犯と交通の安全の確保に関し、相互に協力

例えば、災害、緊急時の、地域における緊急時ネットワークの構築などが考えられます。

第2節 市民活動の促進

(自主的な市民活動)

第15条 市民、事業者と市は、地域福祉に関する自主的な市民活動を円滑に進めるため、相互に協力します。

【趣旨】

地域福祉推進の担い手として、地域住民の市民活動は重要な位置を占めます。そこで、本条では、自主的な市民活動を促進するとともに、活動が円滑に進むよう、市民、事業者と市が相互協力することを規定しており、第2節 市民活動の促進の基本規定になっています。

また、自主的な市民活動には自治組織による市民活動もちろん含まれ、そうした活動を活発化するように地域のつながりを強化することについても相互協力の一つになります。

(交流の機会の確保)

第16条 市民、事業者と市は、地域での、市民の地域福祉を進める上での相互理解を

【趣旨】

本条では、市民、事業者と市が交流機会の確保に努めることを規定しています。

高齢者、障害者等をはじめ地域住民同士が交流することが、地域での高齢者、障害者等の把握につながるとともに、お互いを思いやり、支え合うきっかけになると考えています。

【解説】

交流

例えば、地域での世代間交流、地域での障害者との交流などが挙げられます。

交流の機会の確保

事業者には、企業活動を通じた交流機会提供への期待とともに、事業者の定義には社会福祉事業者も含まれますので、事業として交流のためのサロンの活動を行うことなども期待しています。

（施設の提供）

第17条 事業者と市は、自らが所有し、又は管理する施設を地域福祉の推進のために利用できるよう努めます。

【趣旨】

本条では、市民活動を促進するために、事業者と市による施設の提供について規定しています。地域福祉の促進のためには、地域での拠点となる施設が必要になることから、規定するものです

【解説】

地域福祉推進のため

NPOの地域福祉事業、ボランティアの地域福祉活動、自治組織の交流機会作りなどを含めた地域福祉活動など、継続的活動にとどまらず、単発的な活動まで含めた地域活動を想定しています。

ここには、例えば、社会福祉施設を運用する法人が、その施設を地域に開放するといったことも含まれます。

（ボランティア活動等への支援）

第18条 市民と事業者は、自らの意志に基づいて地域福祉に関するボランティア活動（以下「ボランティア活動」といいます。）に参加します。

2 事業者は、雇用している人が、積極的にボランティア活動に参加することができるよう支援に努めます。

3 市は、市民と事業者によるボランティア活動その他の市民活動を促進するために、必要な支援を行います。

【趣旨】

本条では、ボランティア活動やその他市民活動の地域福祉推進の上での重要性に鑑み、活動そのものに対する支援について規定したものです。

【解説】

事業者（第1項）

事業者も、ボランティア活動の主体として位置づけるものです。

支援（第２項）

ボランティア休暇の創設や休暇の取得促進などが挙げられます。

ボランティア活動その他の市民活動（第３項）

ボランティア活動、NPO による福祉活動、個人の福祉活動、自治組織の福祉活動、市民参加型在宅福祉サービス活動などが含まれます。

必要な支援（第３項）

ボランティアや市民活動を行う人材の育成、ボランティアセンター等におけるコーディネート、情報提供、アドバイスのほか、活動助成など活動そのものに対する支援を指します。

第３節 サービスの利用促進

（サービス提供の原則）

第１９条 社会福祉事業者、市と関係機関は、福祉サービスの利用促進を図るために、相互に連携し、サービスを充実させるとともに、その質を向上させるよう努めます。

【趣旨】

第３節 サービスの利用促進の中で、本条では、福祉サービス提供の原則として、社会福祉事業者、市と関係機関との相互連携、サービスの充実とその質の向上を規定しています。

【解説】

関係機関

福祉機関、教育機関、警察等を含めた県等の行政機関、医療機関などを指します。

相互に連携し

有気的なネットワーク体制をつくる必要があるという前提のもと、柔軟にネットワークを構築していくことも重要だと考えています。

（相互支援体制の整備）

第２０条 社会福祉事業者と市は、市民の相談に対し迅速、的確かつ総合的に対処するために、相談支援体制の整備を図ります。

【趣旨】

本条では、相談や支援を行う主体は、市だけでなく、社会福祉事業所を含むこととし、相談支援体制の整備を図ることを規定しています。

【解説】

総合的に対処

一つの相談場所に行けば、的確にその後の相談の筋道をつくることができるとともに、そ

の相談について、社会福祉事業者と市が有機的なネットワークを組み、対処することを指しています。

(サービス評価と苦情解決)

第21条 社会福祉事業所と市は、市民が福祉サービスを適切に利用できるよう、サービス評価と苦情を解決する体制の整備に努めます。

【趣旨】

本条では、市のほか社会福祉事業所においても、利用者の保護を目的に、サービス評価体制と苦情解決体制の確立に努めることを規定しています。

【解説】

サービス評価

サービス提供についての第三者評価を指します。社会福祉施設を運営する法人に対する第三者評価の必要性を考慮し、事業者にも、体制の整備を努力義務として求めています。

苦情解決

現在市には、介護保険に関して苦情を受け付ける介護保険調整委員会がありますが、介護保険以外でも、また各社会福祉事業所においても苦情解決ができることが必要であり、この規定を設けるものです。

(高齢者、障害者等の把握、対応)

第22条 高齢者、障害者等は、自らの情報を主体的に提供し、地域福祉活動に役立てるよう努めます。

2 市民は、地域において、高齢者、障害者等を把握し、市民相互で助け合うよう努めます。

3 事業者は、市民の高齢者、障害者等に対する支援活動に協力します。

4 市は、市民と連携し、高齢者、障害者等の把握に努め、市民の支援活動を支えるとともに、必要なサービスの提供を行います。

【趣旨】

本条では、服して支援が必要な高齢者、障害者等を地域で把握し、支援につなげていくときの、高齢者、障害者自身を含め、市民、事業者と市の役割を規定しています。

第1項については、特に、福祉的支援が必要な高齢者、障害者は自ら情報提供を行い、自ら援助を求めていくことが不可欠だと考え、規定したものです。

【解説】

自らの情報（第1項）

自身の所在や状態等、自身の援助につながる情報のことです。

把握し（第2項）

所在のみならず、状態などを把握すること指します。

市民相互で助け合う（第2項）

見守りをしたり、援助をしたり、福祉サービスへつなげていくことなどを指します。

市民の高齢者、障害者等に対する支援活動（第3項）

第2項の市民が高齢者障害者等を把握し、助け合いを行うことを指します。

協力（第3項）

見守りネットワークに参加する事業者による活動も含まれますが、地域の一員としての事業者の協力を指します。

（社会福祉事業者の責務）

第23条 社会福祉事業者は、社会福祉の担い手としての責任を認識し、市民と市と協力して、地域福祉の推進に努めます。

2 社会福祉事業者は、利用者や利用者の家族が社会福祉事業者と対等な立場に名をたてサービスを受けられるよう努めます。

【趣旨】

本条では、社会福祉事業者の責務について規定しています。

社会福祉事業者は、社会福祉法第4条においても、地域福祉の推進主体として位置付けられていることから、事業者の責務について定めた第1章第5条の規定に加え、第2章 福祉のまちづくりにおいて、その責務を規定するものです。

【解説】

利用者や利用者の家族が社会福祉事業所と対等な立場に立ってサービスを受けられる（第2項）

供給より需要が多いことなどから、ともすれば供給側優位にサービスが提供されるおそれがあるため、社会福祉施設を運営する法人を含む社会福祉事業者に対し対等な立場に立つよう求めています。

第4節 生活環境の整備

(施設の利用と整備)

第24条 市民、事業者と市は、高齢者、障害者等が公共的施設（公共施設をはじめ不特定多数の人が利用する施設をいいます。以下同じです。）を安心して利用できるように協力します。

2 市は、高齢者、障害者等が公共的施設を安心して利用できるよう、福祉環境整備指針（以下、「指針」といいます。を定め、遵守します。

3 公共的施設を所有し、又は管理する事業者は、指針を順守するよう努めます。

【趣旨】

本条では、高齢者、障害者等が公共的施設を安心して利用できるようにするために、バリアフリーにおける配慮について、市民、事業者と市の役割を規定しています。

なお、市民、事業者と市が共通して行うべき事項を第1項に定めつつ、第2項と第3項で、市と公共的施設を所有し、又は管理する事業者について、それぞれの役割を定めています。

【解説】

協力（第1項）

高齢者、障害者等が施設を利用する際に、手助けをする、優先マナー等を守る。利用を妨げない言葉度を指します。

福祉環境整備指針（第2項）

現在、多治見市では多治見市福祉環境整備指針（平成6年告示第19号）を定めており、この指針を条例上位に位置づけるものです。これにより、法令上の位置づけを上げ指針の実効性を高めるものです。なお、この指針により事業者が整備基準を遵守するよう啓発や要請、情報提供などの働きかけを行っていくことも必要です。

【参考】

公共的建築物に関するその他基準と福祉環境整備指針

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号、いわゆるハートビル法）、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号、いわゆる交通バリアフリー法）、岐阜県福祉のまちづくり条例（平成10年条例第8号）などがありますが、それぞれ一定規模以上の公共的建築物につちえ、基準への適合義務を課したり、努力義務を課したりするものです。法律や県条例にも守るべき基準があるため、多治見市では、そうした法令等の順守を前提として、市として独自に、法律や県条例に定める規模以下の公共的建築物についても、また基準自体も、整備すべき望ましい基準を設け、よりいっそうのバリアフリーを進めてい

くという考えで、策定しています。

(公共交通車両等整備)

第25条 公共交通車両等を所有し、又は管理する人は、当該公共交通車両等を高齢者、障害者が安心して利用できるよう整備に努めます。

【趣旨】

本条では、高齢者、障害者等が公共交通車両等を安心して利用できるようにするために、バリアフリーへの配慮について、公庫湯交通車両等を所有する者等の役割を規定しています。

【解説】

公共交通車両等

公共交通に利用される車両、自動車、船舶、航空機などを指します。

当該交通車両等を高齢者、障害者等が安心して利用できるよう、高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（いわゆる交通バリアフリー法）に基づく車両等構造の整備をはじめ、積極的に整備していくことを規定するものです。

【参考】

法の規定では、新に部車両等を事業のように供するときに基準適合義務を課しています。

(移動の確保)

第27条 市民と事業者は、高齢者、障害者等が安心して生活できるよう、移動の支援と手段の提供に努めます。

2 市は、高齢者、障害者等の移動の手段を確保するよう努めます。

【趣旨】

本条では、高齢者、障害者等が安心して生活できるようにするために、移動に関するバリアフリーの中でも、ソフト的な面での配慮について、市民、事業者と市の役割を規定したものです。

移動面でのバリアフリーとして、第25条と補完し合う関係にある規定です。

【解説】

移動の支援と手段の提供（第1項）

市民がボランティアで付き添ったり、近所の人を車で送迎する、また、交通関連事業者がより活用しやすい移動方法を考えた事業展開を行うことなどが例として挙げられます。

移動の手段を確保（第2項）

市民や事業者の第1項のような活動を支援することを含めた、市として移動確保のための方策を考えることを指します。例えば、コミュニティバスのシステムを整備することなども該当します。

(住宅の整備)

第27条 市民は、将来にわたって安心して生活できるよう、所有する住宅の整備に努めます。

2 住宅を供給する人は、高齢者、障害者等が安心して利用できる住宅の整備に努めます。

3 市は、高齢者、障害者等が安心して生活できるよう、住宅の整備に関する基準を定め、その基準に沿った住宅の普及に努めます。

【趣旨】

本条では、高齢者、障害者等が安心して生活できるようにするために、住宅のバリアフリーに対する配慮について、市民、事業者と市の役割を規定しています。

第24条の参考で触れた「公共的建築物に関するその他の基準」や第24条に規定する指針が適用される集合住宅以外についても、整備を促進する必要があることから、整備等への努力義務を規定するものです。

【解説】

住宅を供給する人（第2項）

住宅メーカーなど住宅を建築、販売する業者、不動産など住宅を賃貸する業者、又は個人で住宅を貸し出す人などを指します。

第3章 健康・福祉施策基本方針

(高齢者福祉)

第28条 高齢者施策は、次の基本方針により実施します。

- (1) 高齢者は、生きがいを持ち、自らの心身の健康づくりに努めます。
- (2) 社会福祉事業者は、高齢者が健康で生き生きと暮らせるよう、必要なサービスを提供するとともに、その質の向上に努めます。
- (3) 市は、高齢者が生きがいを持ち、心身ともに健康で質の高い生活ができるよう支援

【趣旨】

本条では、高齢者福祉施策の基本方針として、高齢者自身、社会福祉事業者と市の役割を規定しています。

「健康」、「生きがい」、「質の高い生活」が、高齢者福祉施策を展開する上で重要であると示すとともに、社会福祉事業者の役割を明確に規定しています。

なお、この条例を具体化するために、地域福祉計画を定めますが、本条は、同計画の中の高齢者福祉に関する計画の方針を条例上明確にするものです。

(障害者福祉)

第29条 障害者福祉施策は、次の基本方針により実施します。

- (1) 障害者は、自立し、自らの持つ能力を発揮して、自分らしく生活するよう努めます。
- (2) 事業者は、障害者の社会参加を促進するよう努めます。
- (3) 市は、障害者が平等にあらゆる分野への参加ができ、自分らしくせいかつできるよう支援します。

【趣旨】

本条では、障害者福祉施策の基本方針として、障害者自身、事業者と市の役割を規定しており、障害者自身も自立するよう求めた規定になっています。

なお、この条例を具体化し、地域福祉計画を定めますが、本条は、同計画の中の障害者福祉に関する計画の方針を条例上明確にするものです。

【解説】

社会参加（第2号）

就学、就労、文化活動など社会活動への参加を指します。

あらゆる分野への参加（第3号）

上記の社会参加を含め日常的な生活の中でも、どこに居ても、どこに参加しても排除されることがないことを指します。

（子どもの福祉）

第30条 子どもの福祉に関する施策は、次の基本方針により実施します。

- (1) 子どもは、生きる力をつけ、自ら成長するよう努めます。
- (2) 子どもの保護者は、その療育する子どもの権利を保障しながら、子どもの支援と家庭教育に努めます。
- (3) 市民、事業者と市は、子どもの権利を保障しながら、子どもへの支援、子育ての支援と母性の保護に努めます。

【趣旨】

本条では、子どもの福祉施策の基本方針として、子ども自身、子どもの保護者、地域の一人としての市民、事業者と市の役割を規定しています。

なお、この条例を具体化し、地域福祉計画を定めますが、本条は、同計画の中の子どもの福祉に関する計画の方針を条例上明確にするものです。

【解説】

生きる力（第1号）

主体性、問題解決能力、豊かな人間性、健康などを指します。

子どもの権利を保障しながら（第2号・第3号）

子どもの権利条例に基づき、子どもの権利を変えることを明確にしています。

子どもへの支援（第２号・第３号）

「子育て」という考え方だけでなく、「子育て」という子ども自身が成長していくという考え方をしており、子ども自身に対して支援することを指します

家庭教育（第２号）

家庭教育の重要性を考え規定しています。

母性の保護（第３号）

産む性としての母性の保護のことであり、職場等における保護なども含みます。

（ひとり親、女性の福祉）

第３１条 ひとり親、女性の福祉に関する施策は、次の基本方針により実施します。

- （１）ひとり親、女性の福祉の対象者は、自立に努めます、
- （２）市民、事業者と市は、ひとり親、女性の福祉の対象者が自立できるよう支援します。

【趣旨】

本条では、ひとり親、女性の福祉施策の基本方針として、ひとり親、女性の福祉の対象者自身、地域の一員としての市民、事業者と市の役割を規定しています。

なお、この条例を具体化するため、個別計画を定め、本条が、その計画の方針を条例上明確にするものになりますが、ひとり親に関しては、地域福祉計画の中の子どもの福祉に関する計画等の中において、女性に関しては、男女共同参画プラン等の中において具体化されることとなります。

【解説】

女性の福祉（見出し含む）

夫からの暴力、離婚、子どもの教育など家庭の問題、求職や男女問題など女性が抱える問題に対応し、援助したり、保障したりする福祉を指します。

（健康づくり）

第３２条 健康づくり施策は、次の方針により実施します。

- （１）市民は生涯にわたって自らの健康づくりに努めます。
- （２）事業者は、雇用している人の健康づくりに努めます。
- （３）市は、市民が自主的に健康づくりを行うように支援します。

【趣旨】

本条では、健康づくり施策の基本方針として、市民、事業者と市の役割を規定しています。
健康づくりは、福祉施策を考える上で、不可欠な要素であることを明確に位置づけるものです

第4章 地域福祉計画

(地域福祉計画の策定・公表・管理)

第33条 市は、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地域福祉計画（健康・福祉に関する個別の計画を含みます。以下同じです。）を定めます。

2 市は、地域福祉計画を定め、又はその内容を変更したときは、速やかに公表します。

3 市は、地域福祉計画を着実に推進するため、地域福祉計画の進行を適切に管理します。

4 市は、次条の多治見市地域福祉計画評価委員会が地域福祉計画を評価した結果を公表します。

【趣旨】

本条では、本市における福祉のまちづくりを進める上での計画として、地域福祉計画を定めることを規定するとともに、計画策定時や変更時における好評、計画の進行管理等を規定しています。それにより計画の透明性が確保されるとともに、計画の効果的な推進を図ることができると考えています。

【解説】

地域福祉計画（見出しを含む）

社会福祉法第107条に定める地域福祉計画のことです。市では、平成15年度中完成を目指して、現在策定中です。

健康・福祉に関する個別の計画（第1項）

第28条から第32条までの規定をもとにつくられる、高齢者福祉、障害者福祉、子どもの福祉、ひとり親、女性の福祉、健康づくりに関する計画を指します。

なお現在、高齢者保健福祉計画、障害者計画、エンゼルプラン、健康づくり計画はすでに策定済みです。

健康・福祉に関する個別の計画を含みます（第1項）

地域福祉計画は、健康・福祉に関する個別の計画を包含するものとして位置付けています。

公表（第2項・第4項）

計画実施の透明性を確保するには、計画の公表が不可欠です。告示、関係者への印刷物の配布のほか、市民用パンフレット、又は市広報のほかホームページを含め様々なメディアを通じた実施が考えられます。

【参考】

健康福祉計画評価委員会

現在すでに市では、健康福祉計画推進協議会を開催し、計画の進行管理状況を評価する委員会として、同協議会を地域福祉計画評価委員会へ改組するとともに、条例上位置づけるものです。

総合計画と地域福祉計画

地域福祉計画は、総合計画の基本構想及び基本計画に基づき、保険・福祉分野における共通の地域課題に対処し、事業を推進するための計画と考えています。

福祉基本条例と多治見市が策定するその他の計画

市で策定する保健福祉関連計画はもとより都市計画、男女共同参画、環境等他分野にわたる計画について、この福祉基本条例の趣旨に沿って策定されなければならないこととなります。

（評価機関の設置）

第34条 市は、前条第3項により地域福祉計画進行を適切にするため、その実施状況の評価を行う多治見市地域福祉計画評価委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

2 委員会は、地域福祉計画の実施状況の評価のほか、市長の諮問に応じて、地域福祉計画に関し必要な事項を審議します。

3 委員会は、10人以上の委員で組織します

4 委員は、福祉のまちづくりについて、知識や経験を持っている人、市民その他市長が適当と認めた人のうちから市長が委嘱します。

5 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 委員は、再任されることができます。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織、運営に関し必要な事項は、規則で定めします。

【趣旨】

本条では、第33条第3項の規定を受け、地域福祉計画の実施状況の評価を行う健康福祉

計画評価委員会の設置に関して規定しています。同委員会は第三者の立場から計画の評価を行うため、第33条と同じく、計画の透明性が確保され計画の効果的な推進を図ることができま

第5章 雑則

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

【趣旨】

本条では、この条例の規定を実際に働かせようとしたときに必要となる事項で、この条例に定められていない事項については、市長が定める胸を規定しています。

附則

- 1.この条例は、平成16年4月1日から施行します。
- 2.多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和52年条例第3号）の一部を次のように改正します。

別表中、「青少年問題協議会委員」を「青少年問題協議会委員地域福祉評価委員会委員」に改めます。

【趣旨】

この条例の施行日を定めるとともに、地域福祉評価委員会設置に伴い、同委員会委員への報酬及び費用弁償を月額8,000円とするため、他条例の改正を行うものです。